



介護報酬改定に向け重要な1年 処遇改善は継続的かつ確実に

東 憲太郎 全老健 会長

新年あけましておめでとうございます。

2026年の新春を迎えるにあたり、全国の老健施設に携わる皆さまへ謹んでご挨拶申し上げます。

2024年度のトリプル改定を経て、介護現場では国の方針であった賃金2.5%の引き上げを達成いたしました。しかし依然として他産業との賃金格差は大きく、今後もその差が拡大する可能性すら指摘されています。介護現場が将来にわたって持続可能であるためには、処遇改善を継続的かつ確実に進めることができなくてはなりません。2026年度、そして2027年度に向けた対応が極めて重要な局面を迎えています。

昨年5月には、介護関係25団体とともに「介護現場で働く人々と家族の暮らしを守る集会」を開催し、多くの職員や家族の切実な声を国へ届けました。集会をはじめとするさまざまな働きかけが奏功し、「骨太方針2025」において大きな成果を得ることができました。これまでの骨太方針では、私たち社会保障の分野には大変厳しい文言が記載されていましたが、今回の骨太方針には介護分野の「現場で働く幅広い職種の方々の賃上げ」「他産業と遜色ない賃上げ」「物価上昇への的確な対応」「公定価格の引き上げ」などの画期的な文言が明記されました。

そして、それを受けた昨年末の補正予算では、全従事者に6万円（月1万円の半年分）と介護職員にはさらにプラスして合計11万4千円（月1.9万円の半年分）が配られる予算が成立しました。物価高騰支援においては、これまでの交付金（重点支援地方交付金）に加え、必ず配分される補助金として総額約500億円が予算化されました。定員100床の老健施設でいうと、物価高騰支援で、全施設にそれぞれ合計240万円が配布されるという、まさに「骨太方針2025」に沿った画期的な補正予算となりました。

しかしながら、まだ課題は山積しています。まず2026年4月の臨時介護報酬改定は、現場の処遇改善

を左右する極めて重要な改定です。2024、2025年度分の賃上げは報酬に組み込まれましたが、2026年度分は未対応のままであります。むしろ他産業との賃金差は広がりつつあり、この不足分を含めて全職種を対象とした処遇改善加算として引き上げる必要があります。また、物価高騰の影響は継続しており、これに対する支援も不可欠です。2026年度の臨時改定では、介護現場の実態に即した十分な措置が求められます。

さらに2026年度は、2027年度の本改定に向けた本格的な議論が行われる極めて重要な年となります。離職防止と人材確保のためには、介護従事者の賃金を他産業並みに近づけることが不可欠であり、これを中長期的に実現する仕組みが求められます。介護職員の処遇改善は、単なる賃金の問題にとどまらず、地域の介護サービスの存続そのものに直結する最重要課題です。物価高対応についても、確実に事業所へ届く補助金方式が望ましく、毎年の経済状況に応じた適切な支援が必要です。

一方、医療分野においては、2023年度末より介護業界を代表して私が構成員の1人となった新たな地域医療構想の検討会において、ガイドラインの議論が大詰めを迎えています。年度末に向けて、このガイドラインに老健施設の役割が明記されるよう強く訴えて参ります。

老健施設は、多職種が密に連携し質の高いケアを提供する地域の基盤です。全国約4千施設が「中学校区に1施設」という理念のもと整備されてきた老健施設は、今後地域包括ケアの中核として大きな役割を果たします。その利便性と価値を広く発信し続けることが、老健施設のさらなる飛躍につながると考えています。

皆さんにとりまして本年が希望に満ちた1年となり、全国の老健施設が一層発展する年となりますことを心より祈念申し上げます。